

各	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅	施設長様
各	介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 認知症対応型共同生活介護 通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 短期入所者生活介護事業所	管理者様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課地域活動推進班

高齢者施設職員等に対するPCR検査について

日頃、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。

高齢者施設の職員に対する、定期的なPCR検査については、現在、日本財団が実施する検査を活用いただいておりますが、令和4年4月末をもって日本財団が実施する検査は終了となります。

そこで県では、下記1のとおりPCR検査事業を実施する予定です。

また、高齢者施設の新規入所者等に対するPCR検査についても、令和4年4月末までとしていたところを、下記2のとおり延長する予定です。

なお、正式な通知につきましては、令和4年5月2日（月）以降に送付しますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 高齢者施設職員へのPCR検査

- ・2週に1回PCR検査を無料で受検できます。
- ・実施期間は、令和4年5月末までです。
- ・検査の実施方法や申込方法等については、正式な通知で御案内いたします。

2 高齢者施設の新規入所者等を対象としたPCR検査

- ・令和4年5月末まで延長することとしました。
- ・お手元に未使用のキットがある場合は、5月中においても引き続き使用できます。

※上記（1）、（2）は、千葉市、船橋市、柏市に所在する施設は対象外となります。

【担当】

千葉県健康福祉部高齢者福祉課地域活動推進班

野村 齋藤

(TEL) 043-223-2342

(MAIL) kourei00@mz.pref.chiba.lg.jp